

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

| | | |
|------------|--|---|
| 事故等番号 | 2008函第37号 | |
| 事故等名 | 引船第二十八十勝丸運航阻害 | |
| 発生年月日時刻 | 平成20年11月14日05時00分ころ | |
| 発生場所 | 襟裳岬灯台から真方位258° 13.5海里 (北緯41° 53'、東経142° 57') | |
| 事故等調査の経過 | 調査の概要:平成20年12月9日函館・地方事故調査官が船舶所有者に対して電話聴取及び関係書類入手、平成21年1月19日機関長に対して電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし | |
| 事実情報 | 船種・船名・総トン数 引船 第二十八十勝丸 99.83トン 船舶番号 124685 船舶所有者等 洪田タグボート株式会社 | |
| 乗組員等に関する情報 | 機関長 四級海技士(機関) | |
| 負傷者 | なし | |
| 損傷 | 主機2番シリンダ排気弁損傷 | |
| 事故等の経過 | 本船は、北海道釧路港を発し留萌港向け航行中、平成20年11月14日05時00分ころ、主機2番シリンダ排気弁が膠着して同シリンダが燃焼不可となり、通常運航が不能となった。修理のため同シリンダを減筒運転とし、半速力にて函館港に入港した。 | |
| 分析 | 気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析 | なし あり あり 本船が、主機の燃料噴射弁及び排気弁の整備を十分に行っていないため、不完全燃焼によりカーボンが付着して排気弁が膠着した可能性があると考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、主機の燃料噴射弁及び排気弁の整備を十分に行っていないため、航行中、排気弁が膠着して正常運転が不能となったことにより発生した可能性があると考えられる。 | |
| その他の事項 | なし | |